

令和8年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）実施要領
（サービス管理責任者等研修（基礎研修））

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運用に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 対象者

愛知県内に所在する事業所等に従事し、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として配置される予定があり、国が定めるサービス管理責任者等研修（基礎研修）の受講要件を満たす方。
オンライン受講については、安定したインターネット環境の確保及び受講に必要なオンライン操作が可能な方。

3 受講料・定員

コース	受講課程	受講日数	受講料（税込）	定員
S1コース	相談支援従事者初任者研修講義部分 +サービス管理責任者等研修（基礎研修）	5日間	39,600円	1,300名
S2コース	サービス管理責任者等研修（基礎研修）	3日間	29,700円	
S3コース	相談支援従事者初任者研修講義部分	2日間	15,840円	

※相談支援従事者初任者研修講義部分を未受講の方は、S1コースの受講が必須です。

S1コース終了後、所定の要件を満たすことでサービス管理責任者等研修（実践）を受講できます。

4 受講申込

(1) 受付期間

4月6日（月）から4月30日（木）まで ※4月30日消印分まで有効

(2) 申込方法

申込者は、受講希望者の所属機関（団体、法人、事業所等）です。

① WEB申込	+	② 各種書類の準備・郵送
---------	---	--------------

①【WEB申込】 本会ホームページ（ <https://www.aichi-fukushi.or.jp/> ）にアクセス

メニューの「研修情報」⇒「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）」と進み、受講申込みフォームへ必要事項を入力してください。

②【各種書類の準備・郵送】 次の書類を整え、下記の提出先へ郵送ください。

コース	提出書類	部数
S1コース	実務経験証明書（サビ管用/児発管用 [※] ） 本会 HP よりダウンロードください。	1部
S2コース	実務経験証明書（サビ管用/児発管用 [※] ） 本会 HP よりダウンロードください。	1部
	相談支援従事者初任者研修 修了証の写し	1部
S3コース	サービス管理責任者研修 又は 児童発達管理責任者研修 修了証の写し	1部

※サービス管理責任者基礎研修並びに児童発達支援管理責任者基礎研修の両方の修了証を取得するためには、両方の実務経験証明書を提出する必要があります。

【提出先】 〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地
愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター サビ児管研修 基礎研修担当者 宛

5 受講要件（受講資格）

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者になるためには、以下の実務経験（※1 必要年数）及び研修終了要件の両方を満たす必要があります。

基礎研修受講時（令和8年6月14日時点）においては、必要な実務経験より最長2年間前倒した年数（※2 受講可年数）から受講可能です。

【サービス管理責任者研修（基礎研修）】 令和8年6月14日時点見込

指定障害者福祉サービス事業所において、サービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者。	必要 ^{※1} 年数	受講可 ^{※2} 年数
相談支援業務	5年	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	8年	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	5年	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可。）	3年	1年

【児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）】 令和8年6月14日時点見込

指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者。（かつ、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上の者。）	必要 ^{※1} 年数	受講可 ^{※2} 年数
相談支援業務	5年	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	8年	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	5年	3年
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可。）	3年	1年

「社会福祉主事任用資格等」、「国家資格等」による業務の枠組み等は、別紙1を参照のこと。

6 受講決定

(1) 決定方法

愛知県が定める「愛知県サービス管理責任者等研修（基礎研修）受講者決定方法（別紙3）」に基づく。

(2) 決定時期と決定通知方法

6月15日（月）までに、受講の可否と受講指定日を申込者（団体・法人・事業所等）あて郵送にて通知します。

(3) 受講料

受講決定者には、受講決定通知に併せて、**専用の振込用紙を送付します**。受講料は、振込用紙に記載された期限までに必ずお支払いください。

7 修了証書の交付

次の要件をすべて満たした者は、修了者と認定し、修了証書[※]を交付します。

- 指定された受講日程のすべてを受講すること（オンライン研修の場合、安定したインターネット通信環境の確保により研修カリキュラムのすべてを受講できること）。
- 定められた期限までに課題を提出すること。期限までに未提出の場合、受講を取り消します。
- 研修の内容を十分に理解しており、受講態度が良好であること。遅刻、中抜け、早退、欠席、態度不良の場合、受講を取り消します。（オンライン受講者は、一定時間接続不良の場合も受講を取り消します。）

※ 申込時に提出された「実務経験証明書」に基づく研修の修了証書のみ交付します。追加の交付はできません。

※ 他者に成りすましての受講（替え玉受講）や、虚偽の申請、不正行為が発覚した場合、受講を取り消します。

8 研修日程

コース	課程	期間・日程	受講形態・会場	
S1 コース	S3 コース	I 部分講義（相談支援従事者初任者研修「講義部分」） 2日間相当(※) 講義動画を視聴し、レポートを作成・提出します。		
		(動画配信期間) 6月15日(月)～9月29日(火)	インターネット配信（オンデマンド） (受講決定後に視聴方法を案内します。)	
	S2 コース	II 全体講義 2日間相当(※) 講義動画を視聴し、レポートを作成・提出します。		
		(動画配信期間) 6月15日(月)～9月29日(火)	インターネット配信（オンデマンド） (受講決定後に視聴方法を案内します。)	
		III 演習 1日間 講義動画を視聴し、レポートと事前課題を作成・提出します。 次の日程1～13のいずれか【1日間】をオンライン又は集合で受講します。		
		日程1	7月16日(木)	Zoom（オンライン）
		日程2	7月23日(木)	Zoom（オンライン）
		日程3	7月28日(火)	Zoom（オンライン）
		日程4	7月31日(金)	Zoom（オンライン）
		日程5	8月6日(木)	Zoom（オンライン）
		日程6	8月18日(火)	Zoom（オンライン）
		日程7	8月24日(月)	第一富士ビル（名古屋市東区代官町35番16号）
		日程8	8月25日(火)	第一富士ビル（名古屋市東区代官町35番16号）
日程9	9月1日(火)	Zoom（オンライン）		
日程10	9月4日(金)	Zoom（オンライン）		
日程11	9月9日(水)	第一富士ビル（名古屋市東区代官町35番16号）		
日程12	9月16日(水)	第一富士ビル（名古屋市東区代官町35番16号）		
日程13	9月29日(火)	豊橋商工会議所（豊橋市花田町石塚42-1）		

【注意】
Zoomで参加する場合、
・グループワークでの発言
・スプレッドシートへの文章入力
の必要があります。

PC環境や、操作に不安のある方は、
集合開催への参加をお勧めします！！

(留意事項)

- ・ S2コースは、すでに相談支援従事者初任者研修講義部分を修了している方のためのコースです。
 - ・ S3コースは、すでにサービス管理責任者等研修（基礎研修）を修了している方のためのコースです。
 - ・ オンライン形態の研修では、一定時間ネット接続が切れたり、マイク・スピーカー等に不備があり受講に支障があったりした際は、修了できません。
 - ・ 上記の期間・日程は、いずれも予定です。都合により、変更する場合があります。
 - ・ 定員超過により受講できない場合があります。あらかじめご了承ください。
 - ・ 演習の受講日程は、ご希望に添えない場合があります。各日程には定員があるため、定員を超える場合は事務局で日程を割り振ります。実際の受講は、「受講決定通知」に記載する日程及び会場を必ず確認してください。
- ※「I部分講義」「II全体講義」はそれぞれ2日間相当の時間数があります。決定通知に記載の事前課題提出期限までにレポートを作成ください。

9 修了者名簿の管理

研修実施後は、研修修了者の名簿を整備し、愛知県に報告します。

10 受講申込にあたっての留意事項

- (1) 申込時は、申込内容を十分に確認し、お名前（漢字）、生年月日、郵便番号、住所等、お間違えの無いようご注意ください。特に、電子メールアドレスは、細心の注意を払って確実に登録し、受講者本人が速やかにメールを受信・閲覧できるものにしてください。
- (2) 演習日程は、ご希望に添えない場合があります。各日程には定員があるため、定員を超える場合は事務局で日程を割り振ります。また、事業所管理者におかれては、追って決定された日程にて確実に受講できるようご配慮願います。
- (3) 上記4の(1)の受付期間後の申込み、及び受講希望者の変更はできません。職員の配置等に関し、受講予定者と十分に相談するとともに、事業所の運営を考慮したうえでお申し込みください。
- (4) 受講申込者は、所属法人・事業所の管理者とし、個人による申込みは受け付けません。
- (5) 受講決定後、別に定める期限までに、受講料のお支払いが確認できない場合は、受講を取り消し、待機者（キャンセル待ち）の受講を繰り上げます。
- (6) 入金いただいた受講料は、いかなる場合も返金いたしませんのでご了承ください。
- (7) この研修は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事することを目的とした基礎研修であり、各事業所の「管理者」や「サービス管理責任者」等としての、配置の適用を保障・証明するものではありません。
- (8) 実務経験、配置要件の詳細は、事業所所管の指定権者（別紙2）にご確認ください。
- (9) 申込内容に虚偽が認められた場合は、申込みを取り消します。
- (10) 記載内容を確認するため、研修事務局からご連絡することがありますので、提出書類や申込控えメールは、各事業所で必ず保管してください。

11 その他

- (1) 研修当日、荒天による特別警戒警報、暴風警報が発令された場合は研修を中止することがあります。
- (2) オンライン受講に際しては、安定したインターネット接続環境（有線、または高速無線）や、PC・ウェブカメラ・ウェブマイク等の、オンライン受講に必要な機器等を確実に整備してください。
詳しくは、**ZOOM システム要件** で検索してください。
- (3) 他の研修事業者が実施する研修に関するご質問にはお答えできません。

12 実施主体（愛知県サービス管理責任者等研修（基礎研修）指定事業者）

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会（事業者番号：愛サ1号）

13 問合せ先

〒461-0011名古屋市東区白壁一丁目50番地

愛知県社会福祉協議会福祉人材センター サビ児管・一般研修グループ

TEL (052) 212-5516 ・ FAX (052) 212-5518

-
- (別紙1) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格要件
 - (別紙2) 愛知県指定権者一覧
 - (別紙3) 愛知県サービス管理責任者等研修（基礎研修）受講者決定方法
 - (別紙4) 研修受講の流れ（サビ児管基礎研修用）
 - (別紙5) 標準カリキュラム（概要）

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格要件

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者になるためには、次の1 実務経験要件及び2 研修修了要件の両方を満たすことが必要です。

1 実務経験要件

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験を別紙一覧表の通り満たしていること。

なお、実務経験については、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に就任する時点で、経験年数を満たしていることが必要です。

※基礎研修受講時にあたっては、必要な実務経験年数より最長2年間前倒した年数から受講可能

【相談支援業務の定義】

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

【直接支援業務の定義】

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練又は職業教育等に係る業務

(注)実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験：業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あること。

例えば5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であること)。

2 研修修了要件

サービス管理責任者等基礎研修の修了者は、基礎研修終了後2年以上、指定障害福祉サービス事業所、その他の事業所等において相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した後に、実践研修を受けるものとする(6か月以上のOJTによる例外要件あり)。

※実践研修の修了後、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置が可能

サービス管理責任者実務経験一覧表

※区分「第1」と区分「第3」の通算可

区分	業務内容	経験年数
第1 相談支援業務 障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	ア 施設等における相談支援業務 ○一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 ○児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、介護医療院	5 年 以上
	イ 次のいずれかに該当する者が実施する、保健医療機関における相談支援業務 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格（区分「第4」の※印参照）を有する者 (4) ア・ウ・エ・オに従事した期間が1年以上である者	
	ウ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援業務	
	エ 盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
	オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務	
	カ 施設及び医療機関等における介護業務 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病床、介護医療院 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	
キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務		
ク 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務		
ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務 ○ 市町から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所		
第2 直接支援業務	コ 次のいずれかに該当する者が実施する、上記第2の直接支援業務（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士(区分「第2」に該当しない保育所に勤務した期間は、実務経験として日数算入不可) (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5 年 以上
第3 有資格者		
第4 国家資格	サ 次のA及びBのいずれにも該当する者（国家資格の期間と、相談・介護業務の期間が同時期でも可） A：区分「第1」から「第3」の実務経験を通算して3年以上の者 B：国家資格による従事期間が通算して3年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士又は公認心理師	

児童発達支援管理責任者実務経験一覧表

※区分「第1」と区分「第3」の通算可

区分	業務内容	経験年数
第1 相談支援業務	ア 施設等における相談支援業務従事者 ○ 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域生活支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、 <u>居宅介護支援事業、介護予防支援事業</u> ○ 児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、発達障害者支援センター、福祉事務所 ○ 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター</u>	5年以上かつ 下線を通算した期間を除外して3年以上
	イ 保険医療機関における相談支援の業務従事者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修修了者 (3) 国家資格（区分「第4」の※印参照）を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者	
	ウ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務	
	エ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）における従事者	
	オ その他これらの業務に準ずると知事が認めた業務従事者	
第2 直接支援業務	カ 施設及び医療機関等における介護業務従事者 ○ 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、認可保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療院、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床 ○ 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、 <u>老人居宅介護等事業</u> ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	8年以上かつ 下線を通算した期間を除外して3年以上
	キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援業務従業者	
	ク 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）における従業者	
	ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務従事者 ○ 市町から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所	
第3 有資格者	コ 上記区分「第2」の直接支援業務従事者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士(区分「第2」に該当しない保育所等に勤務した期間は、実務経験として日数算入は不可) (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上かつ 区分「第2」の下線を通算した期間を除外して3年以上
第4 国家資格	サ 次のA及びBのいずれにも該当する者（国家資格の期間と、相談・介護業務の期間が同時期でも可） A：区分「第1」から「第3」の実務経験を通算した「従事期間」から、区分「第1」から区分「第2」の下線を通算した期間を除外して3年以上の者 B：国家資格による従事期間が通算して5年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士又は公認心理師	

愛知県指定権者一覧

区分 \ 事業所所在地		名古屋市	豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市、大府市	その他の市町村
総合支援法	障害福祉サービス事業所	名古屋市 障害者支援課 (052-242-2460)	市障害福祉担当課	県障害福祉課 事業所指導 第一グループ (052-954-6317)
	指定一般相談			市町村 障害福祉担当課
	指定特定相談			
児童福祉法	障害児入所施設	名古屋市 子ども福祉課 (052-972-2520)	県障害福祉課	県障害福祉課 事業所指導 第二グループ (052-954-7400)
	障害児通所支援			市障害福祉担当課
	障害児相談		市町村 障害福祉担当課	

愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）
受講者決定方法

愛知県サービス管理責任者等研修の受講決定については、別紙1の受講要件を満たす者について、申込者数が募集定員を超過した場合、下記の順に優先順位をつけ、受講決定を行う。同じ要件内の順位については、法人事業所からの受講申込みの優先順位及び配置予定状況を勘案し、上位から順に受講決定を行う。

なお、受講者の決定について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、愛知県と協議の上、決定する。

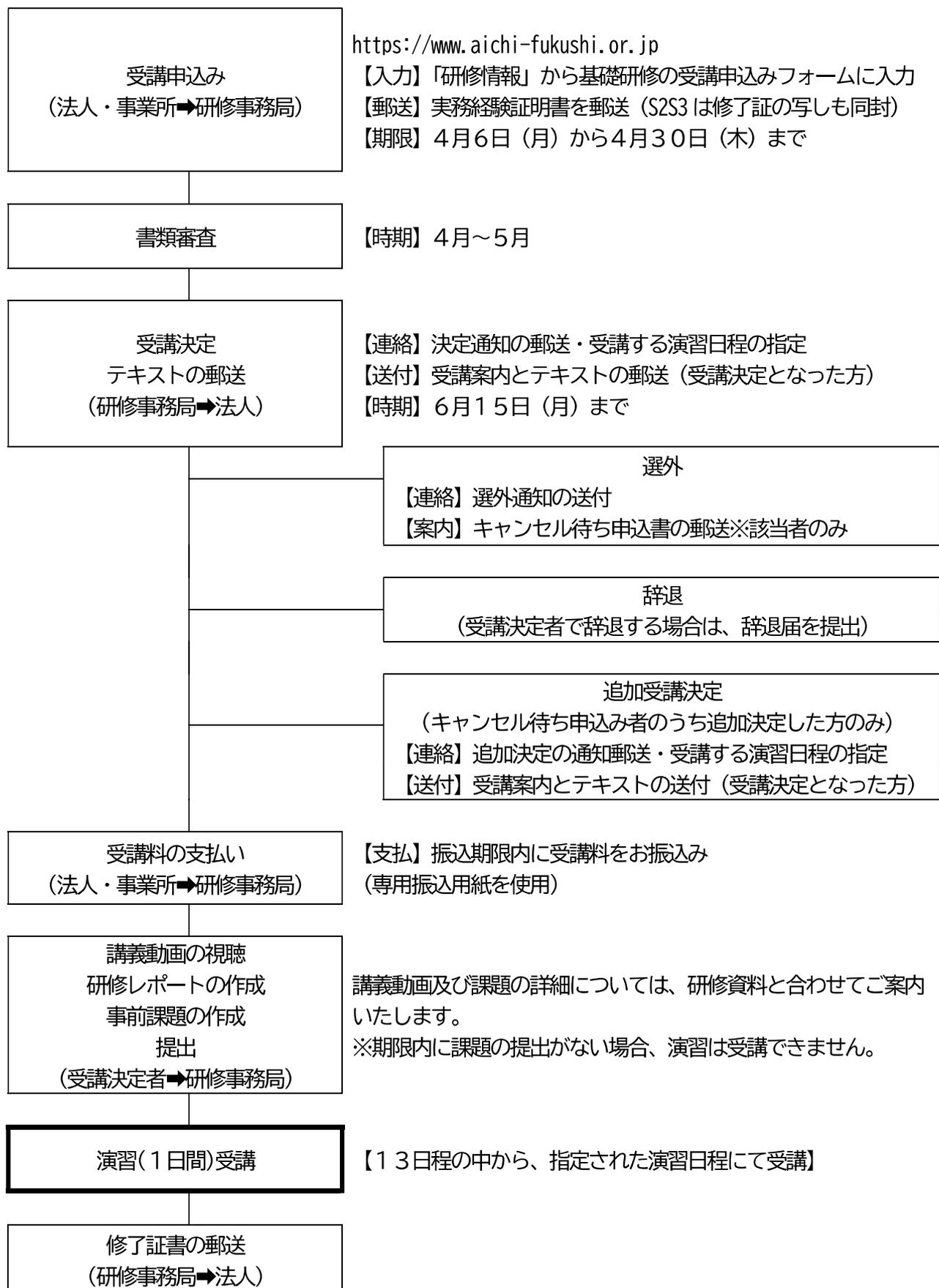
<選考基準>

基準Ⅰ：県内の事業所に配置予定の受講申込者を優先し、定員に余裕がある場合にのみ県外の事業所に配置予定の受講申込者を受講決定する。

基準Ⅱ：配置予定状況により、次の優先順位で受講決定する。

- ① 事業所の運営において、必要なサービス管理責任者等が配置できず、現に減算となっているもの。
- ② 現在、サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如したと指定権者に届出をし、みなしとして配置を認められて従事しているもの。
- ③ 研修実施年度に、既存の事業所においてサービス管理責任者等の配置が必要となる場合であって、かつ、そのサービス管理責任者等として代替する職員がいない事業所に配置される予定のもの。
- ④ 研修実施年度に新規に事業を開始する計画のある事業所において、その事業所のサービス管理責任者等として配置予定のもの。
- ⑤ 研修実施年度の翌年度に、既存の事業所においてサービス管理責任者等の配置が必要となる場合であって、かつ、そのサービス管理責任者等として代替する職員がいない事業所に配置される予定のもの。
- ⑥ 研修実施年度の翌年度に新規に事業を開始する事業所において、その事業所のサービス管理責任者等として配置予定のもの。
- ⑦ 時期は未定であるが、今後サービス管理責任者等として配置される予定のもの。

研修受講の流れ（サビ児管基礎研修用）



標準カリキュラム（概要）

I 部分講義

科目	概要	時間数
1. 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（5時間）		
相談支援（障害児者支援）の目的	人間の尊厳、基本的人権の尊重のための支援の意味と価値を理解する。 また、利用者理解、利用者の自己選択・自己決定の重要性について理解するとともに、障害児者の地域での生活の実情について理解する。 相談支援の基本的価値観は、障害者の権利に関する条約の趣旨に基づくべきことを理解する。	1.5時間
相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点）	エンパワメント及び本人を中心とした（本人の選択・決定）支援を実施するに当たり、相談支援（障害児者支援）の基本的な姿勢について理解する。 利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならないことを理解する。	2.5時間
相談支援に必要な技術	本人を中心とした（本人の選択・決定）支援を実施するに当たり、獲得すべき支援技術について理解する。	1時間
2. 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（3時間）		
相談支援におけるケアマネジメント手法とプロセス	本人を中心とした（本人の選択・決定を促す）ケアマネジメントのプロセスと必要な技術の全体像について理解する。	1.5時間
相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	各相談支援事業の役割と機能を理解し、相互が連携することにより地域において効果的な相談支援体制が構築されることを理解する。 相談支援において地域資源を把握しネットワークを構築することの重要性について理解する。 （自立支援）協議会の目的、仕組み、機能について理解する。	1.5時間
3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（3時間）		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（以下「障害者総合支援法等」）の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解	障害者総合支援法等の目的、基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容を理解する。また、障害者総合支援法等における自立支援給付等の仕組みを理解する。 介護保険制度対象の障害者の障害福祉サービスを利用する場合の諸制度について理解する。 障害者支援における権利擁護と虐待防止に関わる法律を理解する。	1.5時間
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本	障害福祉サービス等の提供における相談支援専門員とサービス管理責任者等の役割、両者の関係性を理解する。 サービス提供において利用者の権利擁護と虐待防止を図るために相談支援専門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割を理解する。	1.5時間

II 全体講義

科目	概要	時間数
1. サービス管理責任者・児童発達管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義 (7.5 時間)		
サービス提供 (支援提供) の基本的な考え方	サービス提供 (支援提供) の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICF の視点、現実的な支援計画に基づくサービス提供 (支援提供)、連携の必要性等について理解する。	1 時間
サービス提供 (支援提供) のプロセス	PDCA サイクルによるサービス (支援) 内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画の意義を理解する。	1.5 時間
サービス等利用計画 (障害児支援利用計画) と個別支援計画の関係	サービス等利用計画 (障害児支援利用計画) における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点がサービス等利用計画 (障害児支援利用計画) の総合的な援助方針であることを認識する。また、サービス等利用計画 (障害児支援利用計画) が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。	1.5 時間
サービス提供 (支援提供) における利用者主体のアセスメント	サービス提供 (支援提供) における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法について理解する。また、障害種別や各ライフステージ、各サービス (児童発達支援等) において留意すべき視点について理解する。	2.5 時間
個別支援計画作成のポイントと作成手順	個別支援計画の作成におけるポイントと手順についての事例等を活用し、作成の視点がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスの活用について理解するとともに、作成の手順を習得する。	1 時間

III 演習

科目	概要	時間数
2. サービス提供プロセスの管理に関する演習 (8.5 時間)		
個別支援計画の作成	モデル事例を活用したグループワークにより、サービス等利用計画 (障害児支援利用計画) に示される総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を踏まえて、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等について検討する。それに基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。	4.5 時間
個別支援計画の実施状況の把握 (モニタリング) 及び記録方法	モデル事例を活用したグループワークにより、事業者が提供している支援のモニタリングについて、サービス等利用計画 (障害児支援利用計画) との連動性を念頭に置きながら、視点・目的・手法等を理解する。	3 時間
実践研修までのアクションプラン策定	サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者としての目標設定	1 時間

学則

①法人・団体の名称	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
②研修事業の名称	愛知県サービス管理責任者等研修（基礎研修）
③開講目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運用に資するため、サービス等の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。
④実施場所	愛知県内の会場
⑤研修期間	3日間
⑥研修カリキュラム	愛知県サービス管理責任者等研修（基礎研修）標準カリキュラムによる
⑦講師氏名	愛知県相談支援従事者等研修事業実施要領第19条の要件を満たす者
⑧研修修了の認定方法	1 研修の修了者は次に掲げる要件を全て満たす者とする (1) 研修の全日程を受講すること (2) 定められた期日までに課題を提出すること (3) 受講態度が良好であること 2 受講態度が著しく不良であり、講師等の指示に従わない受講者については、受講取消とし、修了証書の交付はしない
⑨開講時期	毎年1回 6月～9月頃
⑩受講資格	愛知県相談支援従事者等研修事業実施要領別紙1「研修対象者(受講要件)」による
⑪定員	1, 300人
⑫受講手続	愛知県社会福祉協議会ホームページより申込み後、必要書類を期日までに提出
⑬受講料及び支払い方法	受講料：3日間 29,700円（相談支援従事者初任者研修2日間を合わせて受講の場合は、5日間39,600円） 支払い方法：受講決定後、指定請求書による振込み 期日までに受講料の支払いがない場合は、受講を取消します。
⑭解約条件及び返金の有無	受講決定後、納付された受講料はいかなる理由があっても返金いたしません。
⑮受講者の個人情報の取扱い	受講申込者の申込情報及び研修修了者の名簿等個人情報厳正に管理し、研修以外の目的で使用しません。 なお、研修修了者名簿を作成し、愛知県に対し、研修修了者名簿を報告します。
⑯研修に関する連絡先	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター TEL (052) 212-5516
⑰その他	本研修は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が愛知県からの指定を受け、子ども家庭庁及び厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び愛知県の定めた「愛知県相談支援従事者等研修事業実施要綱」に基づいて実施するものです。